

埼玉県アレルギー疾患対策推進指針における埼玉県各課の取組について

○下記の施策体系に基づき、各取組において該当する関係各課の令和2年度実績を別紙にまとめた。

第4章 アレルギー疾患対策推進のための施策

アレルギー疾患対策推進のための施策の体系

1. 正しい知識の普及啓発及び発症・重症化予防のための取組の推進

- (1)最新の知見に基づく知識や情報の普及
- (2)生活環境の改善・アレルゲン等の軽減対策
 - ア 大気環境基準の確保
 - イ 花粉症対策
 - ウ 受動喫煙の防止
 - エ アレルゲンを含む食品に関する表示等の対策
 - オ 室内環境におけるアレルゲン対策

2. 症状や重症度に応じた適切な医療を受けられる体制の整備

- (1)アレルギー疾患医療体制の整備と医療人材の育成
- (2)アレルギー疾患医療に関する情報の提供

3. アレルギー疾患患者の生活の質の維持向上

- (1)患者等の支援に携わる関係者の資質向上
- (2)患者等の相談や支援を行える体制の整備と関係機関の連携
- (3)災害に備えた体制の整備

4. 施策の基礎となる調査等の実施及び施策の評価

第4章 アレルギー疾患対策推進のための施策

1. 正しい知識の普及啓発及び発症・重症化予防のための取組の推進

(1) 最新の知見に基づく知識や情報の普及

○ 国や関係学会、患者団体の作成するセルフケアや対応マニュアル等を、ホームページの整備等により情報提供します。

具体的な取組	担当課等	R2年度 実績
・疾病対策課及び拠点病院ホームページに、関係する情報を集約して掲載する	疾病対策課・ 拠点病院	・県ホームページ「アレルギー疾患に関する情報」に整理及び更新 ・拠点病院ホームページ「埼玉県アレルギー疾患相談室」随時更新、医療機関検索のログ解析導入

○ 患者及びその家族を対象にした講演会等により最新の知見に基づく医療の重要性や自己管理、生活環境の整備等に関する正しい知識や情報の提供を行います。

具体的な取組	担当課等	R2年度 実績
・県アレルギー疾患医療拠点病院に委託し、一般県民を対象とした講演会等を開催する(年1回)	疾病対策課	一般県民向け講演会: 1回開催、令和2年5月23日(土)(拠点病院委託事業) 新型コロナウイルス感染症の流行により開催中止、説明資料等を参加予定者に送付

(2) 生活環境の改善・アレルゲン等の軽減対策

ア. 大気環境基準の確保

○ ばい煙発生施設等を設置する工場・事業場に対して、法令に基づき立入検査を実施し規制基準の遵守を指導します。

具体的な取組	担当課等	R2年度 実績
・大気汚染防止法及び県生活環境保全条例に基づき、工場・事業場への立入検査を実施する	大気環境課	・立入検査数: 1,570件(うち行政指導[注意・勧告]: 2件)(参考: 令和元年度1,760件)

○ 自動車排出ガス対策として、埼玉県生活環境保全条例に基づき粒子状物質(PM)排出基準に適合しないディーゼル車の運行規制や、アイドリング・ストップを指導します。

具体的な取組	担当課等	R2年度 実績
・県生活環境保全条例によりディーゼル車の運行を禁止しているため、運行車両の検査や不適合車両の使用者に対する指導を実施する	大気環境課	・調査台数 運行車両検査 31台(うち不適合 1台)(参考: 令和元年度1,218台) ビデオ調査 23,526台(うち不適合 294台)(参考: 令和元年度19,362台)
・運転者や事業所にアイドリング・ストップの励行を指導し、排出ガスに含まれる大気汚染物質の排出などを抑制する	大気環境課	・指導件数 9件(参考: 令和元年度3件)

○ PM2.5や光化学オキシダント等大気汚染物質の常時監視測定を行います。

具体的な取組	担当課等	R2年度 実績
・PM2.5や光化学オキシダントの原因物質である揮発性有機化合物(VOC)について、大気汚染防止法や県生活環境保全条例に基づき、排出抑制を推進する (埼玉県5か年計画で、PM2.5の濃度を先進諸国の中で最も厳しい数値を目指すとしている。H29年度12.3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ → 12.0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$)	大気環境課	・立入検査数: 696件(うち行政指導[注意・勧告]: 0件)(参考: 令和元年度506件) ・(令和元年度)PM2.5濃度 10.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (参考: 平成30年度12.3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$)
・VOCを取り扱う事業者に対して、実態に応じた排出削減の取組を促すなど、事業者が自主的に排出を抑制するための取組を進める	大気環境課	・VOC排出削減対策セミナー 1回、自主的取組の啓発 10件、VOCサポート事業実施 1件
・PM2.5や光化学オキシダント等大気汚染物質の削減対策の推進には、汚染実態の把握が必要であるため常時監視測定を実施し、その結果を県民へ提供する	大気環境課	・PM2.5自動測定器の整備 46局、Ox基準局の整備 40局 ・光化学スモッグ注意報等の発令 7日
・PM2.5大気移動測定車で高濃度事象が発生した現場などの測定を実施し、発生源の把握のため、成分分析の実施、解析を行う	大気環境課	・PM2.5大気移動測定車の稼働 202日
・国や他の地方公共団体と連携し、PM2.5の成分分析などの広域調査やVOCの削減などの効果的な対策を推進する	大気環境課	・大気環境中のPM2.5成分測定 3か所、関東甲信静でのPM2.5調査の実施、日中韓におけるPM2.5同時分析の実施 ・九都県市合同でVOC削減取組を実施(「夏季のVOC対策」重点実施期間・冬季大気汚染対策など)

イ. 花粉症対策

○ 間伐、枝打ち等を行うことで、適正な森林整備を進めます。

具体的な取組	担当課等	R2年度 実績
・森林整備をより一層進めることで、花粉発生源対策に寄与する	森づくり課	スギ林等削減面積 299ヘクタール(見込)
・森林整備事業において、H28年度～H32年度までの5年間で12,500ヘクタールの森林を整備する	森づくり課	森林整備面積 1,755ヘクタール(見込)

○ 花粉が少なく、初期成長に優れたスギ苗木等の植栽を進め、花粉の飛散量軽減を目指します。

具体的な取組	担当課等	R2年度 実績
・少花粉スギ採取圃の整備により、H32年度までに苗木の生産体制を確立させ、少花粉品種への切り替えを推進する	森づくり課	少花粉スギ苗木生産 62千本

○ 春の花粉飛散量の目安となるスギ林の雄花量をホームページ等により情報提供します。

具体的な取組	担当課等	R2年度 実績
・雄花の着生状況の調査結果をまとめ、2月～5月頃に寄居林業事務所ホームページにおいて情報提供する	森づくり課・寄居林業事務所	調査結果報告 1月16日～HPで公開

ウ. 受動喫煙の防止

○ 施設の管理者等に対し、健康増進法の順守について周知啓発を行います。

具体的な取組	担当課等	R2年度 実績
・施設の管理者等に対し、説明会等を通じて健康増進法の順守について周知啓発する。	健康長寿課	健康増進法等を周知するためのリーフレット等を作成し、県保健所や市町村のほか、全国健康保険協会埼玉支部、商工会議所や飲食関係団体等へ配布した。

○ 各種イベントでの啓発やパンフレットの配布により、喫煙や受動喫煙が健康に及ぼす影響等に関する情報提供を行います。

具体的な取組	担当課等	R2年度 実績
・喫煙、受動喫煙の健康への影響等について、イベントやパンフレットの配布を通じて情報提供する。	健康長寿課	健康影響に関するチラシを作成し、県保健所や市町村のほか、NPO法人くまがやピंकリボンの会等を通じて、周知啓発を実施した。

○ 受動喫煙防止に関する認証制度により、受動喫煙対策を推進します。

具体的な取組	担当課等	R2年度 実績
・法律の規制を上回る全面禁煙に取り組む飲食店や事業所等を県が認証することにより、受動喫煙防止対策を推進する。	健康長寿課	認証施設 4,112施設(令和3年3月末現在)(参考:令和元年度1942施設)

エ. アレルゲンを含む食品に関する表示等の対策

○ 食品の製造・販売事業施設の監視指導を実施し、事業者による食品の自主検査を推進します。

具体的な取組	担当課等	R2年度 実績
・「埼玉県におけるアレルギー物質を含む食品の安全確保対策指針」に基づき、監視指導を実施する	食品安全課	製造施設への立入件数:1,406件、販売施設への立入件数:1,168件、確認製品数:12,638件(R2年度末時点)

○ アレルゲン表示の違反については、当該食品の確実な回収を指導するとともに、回収情報を的確に把握し、ホームページ等を通じて広く県民に注意喚起を行います。

具体的な取組	担当課等	R2年度 実績
・アレルゲン表示の違反があった場合に、確実な回収の指導や食品安全課ホームページを通じた県民への注意喚起を行う	食品安全課	自主回収の申し出が1件あり、食品安全課ホームページに掲載した。

○ 事業者や消費者を対象に、食品表示に関する研修や講習会を開催します。

具体的な取組	担当課等	R2年度 実績
・事業者や消費者、行政職員を対象にした研修、講習会を開催する(年6回程度)	食品安全課	営業者を対象にした講習会での講師、消費者を対象とした出前講座等においてアレルギー表示についての説明(随時)

○ 保健所において、関係者や県民からの個別相談に対応します。

具体的な取組	担当課等	R2年度 実績
・各保健所で、必要に応じて食品安全課と連携し、相談に対応する	食品安全課・各県保健所	営業者からの表示に関する問い合わせ、消費者からの表示に関する疑義や発症に関する相談の受付(随時)

オ. 室内環境におけるアレルギー対策

○ ダニ、衛生害虫、結露、カビ等の原因や対策に関する情報提供をホームページ、パンフレット等を通じて行います。

具体的な取組	担当課等	R2年度 実績
・生活衛生課のホームページにおいて、関連する情報を集約して掲載するとともに、パンフレットによる普及啓発を行う	生活衛生課	・ダニ、衛生害虫、結露、カビ等の原因や対策に関する情報を公開(リーフレットも併せて掲載)

○ 各保健所にシックハウス対策に関する相談窓口を設置し、相談対応を行う他、必要に応じて現地調査を行います。

具体的な取組	担当課等	R2年度 実績
・各保健所で、必要に応じて生活衛生課と連携し、相談対応や現地調査を行う	生活衛生課・各県保健所	・シックハウス対策に関する相談: 6件(うち1件現地調査を実施)

2. 症状や重症度に応じた適切な医療を受けられる体制の整備

(1) アレルギー疾患医療体制の整備と医療人材の育成

○ 医師等医療従事者を対象とした研修会を定期的の実施することにより、標準治療を普及し、アレルギー医療の資質の向上を図ります。

具体的な取組	担当課等	R2年度 実績
・医師、医療従事者を対象とした研修会を開催する(年2回程度)	疾病対策課・拠点病院	・生活管理指導表解説動画(医療従事者向け)を撮影。 →令和3年度に公開予定

○ 埼玉県アレルギー疾患医療連絡協議会において、拠点病院と専門医療機関、かかりつけ医、薬局との連携体制を検討し整備します。

具体的な取組	担当課等	R2年度 実績
・埼玉県アレルギー疾患医療連絡協議会を開催、運営する	疾病対策課	・埼玉県アレルギー疾患医療連絡協議会: 1回実施(2月末、書面会議)
・オブザーバーとして埼玉県アレルギー疾患医療連絡協議会に参加する	庁内連絡会議構成課	
・アレルギー疾患への対応を含めたかかりつけ薬剤師・薬局を推進する	薬務課	・かかりつけ薬局数: 1, 572 (R2年度末)(参考: R元年度末1,489)

(2) アレルギー疾患医療に関する情報の提供

○ アレルギー疾患を診療する医療機関の情報を取りまとめ、ホームページ等で提供する仕組みを整えます。

具体的な取組	担当課等	R2年度 実績
・医療機関の調査を実施し、取りまとめた情報を拠点病院ホームページに掲載する	疾病対策課・拠点病院	・気管支ぜん息(大人・子ども)に関する診療状況を公開
・上記調査結果を疾病対策課ホームページで情報提供する(リンク)	疾病対策課	・県ホームページにリンク

3. アレルギー疾患患者の生活の質の維持向上

(1) 患者等の支援に携わる関係者の資質向上

○ 保育所、学校等の教職員に対する研修会を定期的に開催します。

B	担当課等	R2年度 実績
・保育園、幼稚園の教諭を対象とした研修会を開催する(年1回)	疾病対策課・拠点病院	・「児童関連施設職員向けアレルギー疾患研修会」動画を撮影。Youtube上に公開済。 →1306再生(R3.6.23時点)
・保育士を対象とした研修会の一分野として食物アレルギーに関する講座を実施する	少子政策課	・保育士等キャリアアップ研修(食育・アレルギー対応):13回開催、令和2年8月～令和3年2月
・学校における食物アレルギー対応に関する課題検討委員会を開催し、学校における食物アレルギー対応マニュアルの策定や学校給食における食物アレルギー対応に関する調査等を実施する	保健体育課	・学校における食物アレルギー対応に関する課題検討委員会を2回書面開催し、学校における食物アレルギー対応マニュアルの策定や学校給食における食物アレルギー対応に関する調査等を実施した。1回目:令和2年6月、2回目:令和3年2月
・学校生活において食物アレルギー症状が発症した事例の収集、フィードバックを実施する	保健体育課	・学校生活において食物アレルギー症状が発症した事例の収集を行い、食物アレルギー対応に関する調査結果と併せて事例報告を取りまとめ、各市町村教育委員会と県立学校へ報告した
・教職員等を対象とした研修会を開催する(年4回程度)	保健体育課	・教職員等を対象とした研修会を年3回開催した。 ①公立学校教員・学校医等向け研修(初級者向け):令和2年9月9日(水) ②公立学校教員・学校医等向け研修(中級者向け):令和2年10月16日(金) ③市町村教育委員会職員向け研修:令和3年1月22日(金)
・私立学校等に対し、国等のアレルギー疾患への対応に係る関連通知を周知する	学事課	・R2年度は関連通知なし
・私立学校等に対し、国や県が主催するアレルギー疾患への対応に係る研修会を周知する	学事課	・アレルギー相談員養成研修会の実施について周知(9/9)

○ 保健センター等で乳幼児の相談支援を行う保健師や栄養士等、母子保健関係職員に向けて最新の情報を提供します。

具体的な取組	担当課等	R2年度 実績
・市町村の母子保健事業担当者を対象とした研修会を開催する(年1回)	疾病対策課・拠点病院	実績なし

○ 保健所等でシックハウス対策の相談対応を行う職員を対象とした研修会を定期的に開催します。

具体的な取組	担当課等	R2年度 実績
・「健康で快適な住居環境づくり支援事業」の一環として、行政職員への研修を開催する(年3回程度)	生活衛生課	・保健所の環境衛生担当職員を対象にシックハウス対策等の研修を実施。(5月、7月、10月、1月)

(2) 患者等の相談や支援を行える体制の整備と関係機関の連携

○ 拠点病院において、電話相談窓口を設置し県民や関係機関からの相談に対応します。

具体的な取組	担当課等	R2年度 実績
・電話相談窓口において、県民や関係機関からの相談に対応する	拠点病院・疾病対策課	・電話相談(R2年4月～R3年3月):199件
・学校等の生活管理指導表に関する相談事業を実施する	拠点病院・疾病対策課・保健体育課	・アレルギー疾患生活管理指導表に関する相談事業(R2年4月～R3年3月):5件(拠点病院委託事業)

○ 公立学校において、食物アレルギー対応に関する課題を検討する委員会等の開催により、食物アレルギー対応を推進するための体制を整えます。

具体的な取組	担当課等	R2年度 実績
・「学校における食物アレルギー対応に関する課題検討委員会」を開催する	保健体育課	・学校における食物アレルギー対応に関する課題検討委員会を2回書面開催し、学校における食物アレルギー対応マニュアルの策定や学校給食における食物アレルギー対応に関する調査等を実施した。1回目:令和2年6月、2回目:令和3年2月

○ 認可保育所等の給食において、食物アレルギーに対応するための特別の配慮を行う調理員等を加配する経費を助成します。

具体的な取組	担当課等	R2年度 実績
・「アレルギー等対応特別給食提供事業」により、給食に特別の配慮を行う調理員等を認可保育所等に加配するための経費を助成する	少子政策課	・475施設の保育所等に対し補助金を交付した。(134,963千円)

○ 保育所や幼稚園、小中学校等で、保育所・学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)の普及を図るとともに、適切な活用を推進します。

具体的な取組	担当課等	R2年度 実績
・保育所・学校生活管理指導表の重要性を周知するとともに、学校等の生活管理指導表に関する相談事業の活用を案内する	疾病対策課・保健体育課	【保健体育課】 ・管理職及び教職員の研修会において、学校生活管理指導表の重要性並びに、学校等の生活管理指導表に関する相談事業の活用について周知を図った。
・各種通知等を関係機関に周知する	学事課・少子政策課・保健体育課・義務教育指導課	

○ 埼玉県アレルギー疾患対策推進計画庁内連絡会議や医療連絡協議会において、アレルギー疾患に関する情報を共有するとともに、関係機関に情報提供を行います。

具体的な取組	担当課等	R2年度 実績
・関係部局等からのアレルギー疾患関連情報を、適宜関係事業者等に周知する	庁内連絡会議 構成課	
・各関係者の通常の連絡会や研修会において、アレルギー疾患に関する知識や情報を共有する	庁内連絡会議 構成課	

(3) 災害に備えた体制の整備

○ 災害時への備えや災害発生時における対応について、研修会や講演会、ホームページ等により患者や家族、関係機関職員へ情報を提供します。

具体的な取組	担当課等	R2年度 実績
・災害時への備えや災害発生時における対応について、疾病対策課及び拠点病院ホームページを通じて県民に情報提供する	疾病対策課・拠点病院	
・上記について消防防災課ホームページを通じて情報提供する(リンク)	災害対策課	

○ アレルギー疾患に配慮し、食料の備蓄を行います。

具体的な取組	担当課等	R2年度 実績
・アレルギー疾患に配慮した食料備蓄計画を策定する	災害対策課	令和2年度中の計画策定及び改定なし (平成27年4月1日改定の食料備蓄計画にて、アレルギーに配慮し小麦系食料を減らすこと、アレルギーの少ないわかめご飯を重点的に備蓄することを定めている)
・食料備蓄計画に基づいた調達、備蓄を行う	農産物安全課	消費者庁指定による指定原材料7品目及び特定原材料に準ずる21品目を使用していないアルファ米(白米142,500食、わかめご飯15,000食)、レトルトがゆ37,620食の調達、備蓄を行った。

○ 避難所での生活におけるアレルギー疾患への配慮等について、市町村の避難所運営を支援します。

具体的な取組	担当課等	R2年度 実績
・市町村が避難所運営マニュアルを作成する際の指針である「避難所運営に関する指針」に食物アレルギーの避難者に対する配慮について規定する	災害対策課	「避難所の運営に関する指針」に食物アレルギーの避難者への配慮について記載している。
・市町村を対象に、避難所運営におけるアレルギー疾患患者への配慮等に関する研修会を開催する(年1回)	疾病対策課	未実施

○ 災害時には、アナフィラキシー等の重症化予防、食物アレルギーに関する情報や避難所での過ごし方等、患者やその家族、関係者に対してわかりやすい情報提供を行います。

具体的な取組	担当課等	R2年度 実績
・災害時に避難所等において必要な情報が提供できるよう、疾病対策課及び拠点病院ホームページを整備する	疾病対策課・拠点病院	未実施

4. 施策の基礎となる調査等の実施及び施策の評価

指針中に「主な取組」の記載はないが、「施策の基礎となる調査等の実施」は、主に疾病対策課及び拠点病院が行い、「施策の評価」については、疾病対策課及び庁内連絡会議構成課が行う。